

(案)

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第86条中「印刷して」を削る。

第143条中「第12条第2項、第23条、第42条第2項、第81条第2項（第83条第4項において準用する場合を含む。）及び第108条第1項の規定にかかわらず、」を削り、「答弁書」の次に「、会議録」を加え、「これら文書の」を「この規則の規定による」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

議会改革及び議会ICTの取組として、平成30年度から、印刷した会議録の議員への配布を廃止し、電磁的方法による閲覧に移行することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。